

老人保健医療制度

8月1日Aから一部負担割合が変更になる方に、新しい医療受給者証をお送りします

老人医療受給者の負担割合（1割または2割）は、前年の所得により毎年8月1日を基準日に決定しています。

負担割合が変更になる方には、新しい「医療受給者証」を7月末にお送りします。現在の「医療受給者証」は、必ず返却してください。

負担割合が2割となる基準

老人医療受給者で、平成16年度の市区町村民税の課税所得が124万円以上の方が

住民票上の同じ世帯に、老人医療受給者または70歳以上の方で、平成16年度の市区町村民税の課税所得が124万円以上の方がいる場合

ただし、住民票上の同じ世帯に属する老人医療受給者の方および70歳以上の方各々の平成15年中のすべての収入（所得でなく必要経費などを差し引く前の金額）の合計額を合算して、637万円未満（ ）の場合、「基準収入額適用申請書」を提出することにより、負担割合を1割に変更することができます。

住民票上の同じ世帯に老人医療受給者の方が1人だけで、ほかに70歳以上の方がいない場合は450万円未満

これらに該当すると思われる方には、「基準収入額適用申請書」を6月末にお送りしました。必要事項を記入の上、関係書類を添えて、保険課高齢者医

療係（市役所1階 番窓口）へ提出してください。

申請は毎年必要です。申請書は、老人医療受給者1人につき1枚、提出してください。

8月以降に申請すると、申請があつた月の翌月から負担割合が1割に変更されます。

↓保険課高齢者医療係 ☎ 内線2385

「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」について

市民税非課税世帯に属する老人保健医療受給者の方は、申請により、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関で提示することにより、入院時の一部負担金、食事の負担額の減額を受けることができます。

減額認定証には、2種類があります。

区分 住民票上の同一世帯
市民税非課税世帯に属する老人保健医療受給者の方（区分該当者は除く）は、入院時の一部負担金が2万4千600円、食事の負担額が1日あたり650円（過去1年間の入院の日数が90日を超える場合は500円）に減額されます。

区分 住民票上の同一世帯
市民税非課税世帯に属する老人保健医療受給者の方（区分該当者は除く）は、入院時の一部負担金が1万5千円、食事の負担額が1日あたり300円に減額されます。

現在、減額認定証をお持ちの方は、7月31日有効期限が切れるため、更新用の申請書をお送りしています。

手続方法 受給者証

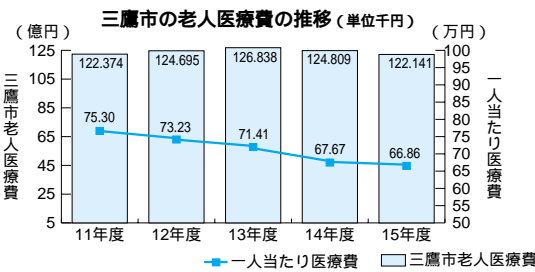
健康保険証、入院日数の確認できる領収書など（区分に該当する方で過去1年間に入院日数が90日を超える場合）を添えて保険課高齢者医療係（市役所1階 番窓口） ☎ 内線2385へ申し込む。

平成15年度 老人医療費の状況

老人保健法による医療制度は、昭和7年9月30日以前に生まれた方が、適用を受ける65歳以上の方が、適用を受けることとなります。

老人医療費は、患者本人の一部負担金のほかに、各医療保険国、都、市の負担金でまかなわれています。

平成15年度の三鷹市の老人医療費は、全体で12億1千412万円、前年より2億6千678万円（21%）減少しました。また1人当りの年間医療費も66万8千571円（前年より1.2%減少）しました。ただし、受診回数は年間32.8件、前年より3.5%増えています。三鷹市の老人医療費が前年度に比べ減少したものの大きな財政負担になっています。



同じ病気で複数の病院にかかったり次々と病院をかえたりすると、かえって病気を悪化させ、薬の副作用などの心配もあります。

季節の変わり目や暑い日が続く夏は、体調をくずしがちですが、病気の予防や上手な受診を心掛け、健やかな毎日をお過ごしください。

国民健康保険高齢受給者証をお送りします

満70歳以上で老人医療制度の適用を受ける方は、加入している健康保険から交付される高齢受給者証を保険証と一緒に医療機関に提示することにより、老人医療制度に準じた一部負担金（1割または2割）で医療を受けることができます。

現在、市の国民健康保険の高齢受給者証をお持ちの方（昭和7年10月1日～昭和9年7月1日生まれの方）は新年度（平成16年度）の住民税で一部負担金の割合を判定し、7月末までに世帯主あてに新しい高齢受給者証（有効期限平成17年7月31日）を郵送します。

新しい高齢受給者証負担基準
同一世帯の70歳以上の国民健康保険被保険者（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含む）の中に一人でも基準額（平成16年度の住民税の課税所得が12万円）以上の方がいる世帯に属する70歳以上の方は「2割負担」、基準額以上の方がいない場合は「1割負担」となります。

「2割負担」と判定された方でも、同一世帯で70歳以上の方が複数いる場合は、その方たちの平成15年中の収入（所得ではありません）の合計が637万円未満（70歳以上の方が1人の場合はその方の収入の合計が450万円未満）の場合は、申請により「1割負担」となります。

申請が必要と思われる方には、すでにご連絡済みです。

↓保険課国保加入係 ☎ 内線2382

同じ病気で複数の病院にかかったり次々と病院をかえたりすると、かえって病気を悪化させ、薬の副作用などの心配もあります。

季節の変わり目や暑い日が続く夏は、体調をくずしがちですが、病気の予防や上手な受診を心掛け、健やかな毎日をお過ごしください。

納税に関する相談（分割納付など）をご希望の方は、保険課

市税だより

国保納税係 ☎ 内線2391へご連絡ください。

納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

お済みですか？
市税の納付は、固定資産税・都市計画税第2期分の納期（8月2日）となっています。納期内納付にご協力をお願いします。

市税を未納のままにしておきますと、延滞金（年14.6%）を経過する日までの期間については年4.1%が加算されます。

納税には安心・便利な口座振替をご利用ください。

固定資産評価審査委員会委員の再任

利穂要次（りほ よしじ）さんが平成16年6月23日に議会の同意を得、固定資産評価審査委員会委員に再任されました。

年金加入者の皆さん
不審な訪問者や電話にご注意ください

社会保険事務所の職員を装い「年金を増額するため手数料が必要」と訪問したり、「年金の

払い過ぎがあつたので、指定の銀行口座に振り込むように。振り込まない場合、次回の年金支払いを停止する。」、「国民年金が未納であるので、指定口座に急ぎ払ってください。」といった電話や文書が届くなどの不審な行為があり、被害も発生しています。

また、電話で「家族の勤務先所在地、電話番号を聞き出すなど、個人情報収集する不審な行為も全国で行われています。

社会保険事務所ではこのような行為はいつさい行っておりません。不審に思われる訪問者や電話があつた場合は、その場で対応せず、連絡先を確認し社会保険事務所にお問い合わせください。

↓武蔵野社会保険事務所 ☎ 1411

東京都水道局を装った悪質業者に注意！
6月19・20日ごろ、東京都水道局が実施している「安全でおいしい水プロジェクト」に便乗した詐欺まがいの事件が、多摩ニュータウン地区で発生しました。

その内容は、「ご家庭の水道管や下水道管などの安全検査・高圧洗浄を行うため、その料金を納税に安心・便利な口座振替をご利用ください。」と偽り、悪質業者に注意！

お詫言と訂正
印鑑登録手続きでの本人確認

広報みたか6月20日号で「身分証明書をお持ちでない方は印鑑登録はできません」といった記述がありました。

正しいのは、「身分証明書を保持していない方には、その場で印鑑登録はできません」ということでした。

その場合は、申請後、届出があつた旨の照会書を送りますので、後日持参したければ印鑑登録ができます。ご迷惑をおかけいたしました。

指定された銀行口座へ振り込むよう記載したビラを「ご家庭に配布しているものです。東京都市では、みなさんから料金をいただく点検・検査などを行うことは一切ありません。

不審なビラなどを受け取られた場合は、お金を支払うことのないようご注意ください。また、疑わしい場合は、お問い合わせください。

↓水道部工務課 ☎ 内線3433・3439

障害者基礎年金（国民年金）の現況届の提出を

提出期限 7月30日
提出先 市民課庶務・年金係
平成16年1月2日以降三鷹市に転入された方は前住地の課税（所得）証明書を添付してください。

犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく!!
生後91日以上の犬を飼うときは、飼い始めてから30日以内に犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けさせてください。

犬の登録は一生に1回です。市民課総合窓口（市役所1階）か各市政窓口で受け付けています。手数料3千円と引き換えに、犬の登録番号が記載された鑑札を交付します。

市外から転入した犬は、住所変更の手続きが必要です。古い鑑札と引き換えに新しい鑑札を無料で交付しています。鑑札を紛失した場合は、再交付を受けるください。登録が確認できる証明書類（注射のほがきや登録原簿など）を窓口を持参し、再交付手数料1千600円と引き換えに、新しい鑑札を受け取ってください。

狂犬病予防注射は毎年1回です。また、注射を受けていない場合は、必ず受けるようにしてください。

狂犬病は、人を含めた全ての哺乳類がかかる恐れのある病気で、地球上で最も危険なウイルス感染症の一つです。日本では昭和32年以降発生していませんが、発症すれば100%死亡します。世界中では今でも

方で、初診日が20歳未満だった方や旧障害福祉年金から切り替わった方には、社会保険事務所から「現況届」が送付されています。また提出されていない方は、必要事項を記入し提出してください（税の申告をしていない方は申告後）。

提出期限 7月30日
提出先 市民課庶務・年金係
平成16年1月2日以降三鷹市に転入された方は前住地の課税（所得）証明書を添付してください。

↓同課 ☎ 内線2395

毎年3万人以上が亡くなっており、特にアジア地域で多いのが実情です。万一、日本国内に狂犬病が侵入しても、犬に予防注射ができれば、感染の拡大を防ぐことができます。

狂犬病予防注射は最寄りの動物病院で受けることができます。市と獣医師会では、毎年5月に市内の公共施設などを主な会場として、犬の集合注射も実施しています。獣医師の発行する狂犬病予防の注射済証明書を市民課総合窓口か各市政窓口へ持参し、手数料550円と引き換えに、注射済票（プレート）を受け取ってください。

鑑札と注射済票は、犬の首輪に付けてください。万一の時の迷子札にもなります。

↓環境対策課 ☎ 内線2524

